

税の申告

まもなく、町・県民税の申告と所得税確定申告の時期を迎えます。行政区ごとに、受け付けと申告書作成のお手伝いを行います。申告は納税者自ら前年1年間の所得を計算し、3月15日(木)までに記入して提出するものです。

申告と納税は正しくお早めに！

◎問い合わせ先…税務課 ☎46-5563



町・県民税の申告について

申告する期間

平成19年2月13日(火)から3月15日(木)までです。会場などお間違いのないようご注意ください。
申告書用紙は前年申告した人に郵送されます。郵送されない人でも、左記の申告事由がある人は申告が必要です。税務課にある用紙で申告してください。

町県民税の申告をしなければならぬ人

平成19年1月1日現在、町内に住所を有し昨年1年間に収入のあった人
町内に事務所や事業所、家屋敷のある人で町内に住所がない人
給与所得者で給与以外の所得が20万円以下の人
申告は国民健康保険税や介護保険料の算定資料となります。
確定申告書を提出した人は町県民税の申告は必要ありません。
昨年1年間に収入がなかった

申告に必要なもの

〔収入関係〕

人でも、次に該当する人は申告が必要です。
生活保護法による生活扶助を受けている人
国民健康保険に加入している人(申告がないと軽減を受けられない場合があります)
所得証明の必要な人
乳幼児等の医療費助成を受けようとする人(申告がないと助成を受けられない場合があります)
ります)

給与や年金収入のある人は、源泉徴収票または公的年金の源泉徴収票
個人年金等を受け取っている人は、その支払調書
生命保険や損害保険を受け取った人は、その支払調書
農業、営業、不動産等の収入のある人は、所得計算に必要な資料(申告書用紙と併せて郵送される)所得申告書作成についてを参照ください)
〔控除関係〕
国民健康保険税等の領収書、農業者年金・介護保険料など

障害者控除を受けられます

納税者本人や控除対象配偶者、扶養親族に、障害者や寝たきり高齢者がいる場合には障害者控除を受けられます。

〔対象者〕

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳などの交付を受けている方
6カ月以上の寝たきり状態で、食事や排せつなどに支障がある状態の方

所得税の確定申告について

所得税の申告

平成18年分の所得税の確定申告は、3月15日(木)までです。期限間近になると税務署は大変混雑し、長時間待つようなことになりかねません。申告書は自分で書いて、できるだけ早めに提出してください。また、出上り上がった申告書は郵送でも提出できます。

サラリーマンの確定申告

確定申告をしなければならぬ人
サラリーマンでも、次のような人は確定申告をしなければなりません。
給与の年収が2000万円を超える人
給与所得や退職所得以外の所得

確定申告をする場合

得金額が20万円を超える人
給与を2カ所以上からもらっている人
確定申告をすると所得税が還付される場合
確定申告をする義務のない人でも、次のような場合は、確定申告をすると源泉徴収された所得税が還付されることがあります。
マイホームを住宅ローンなどで取得した場合
多額の医療費を支払った場合
災害や盗難にあった場合
年の途中で退職し、再就職し

土地や建物などを売ったとき

土地や建物を買ったときの譲渡所得に対する税金は、分離課税といつて他の所得と区分して計算します。また、国などの公共事業に対して売ったときには、税金がかからない場合でも申告が必要です。

お問い合わせ先

保健センター ☎46 5571

移動申告の日程表

日程	対象	会場
2月13日(火)	3区	戸河内コミュニティセンター
14日(水)	4・5区	4区ふれあいセンター
15日(木)	1区	役場2階会議室
16日(金)	2区	"
19日(月)	6区	"
20日(火)	7区	"
21日(水)	8区	"
22日(木)	9区	"
23日(金)	10区	"
26日(月)	11区	"
27日(火)	12区	"
28日(水)	13区	"
3月1日(木)	全地区	"
2日(金)	14区	学習センター
5日(月)	15区	"
6日(火)	16区	"
7日(水)	17区	"
8日(木)	18区	"
9日(金)	19区	"
12日(月)	20区	"
13日(火)	21区	"
14日(水)	全地区	役場2階会議室
15日(木)	全地区	"

※申告受付時間…9:00~11:30
13:00~15:30

一関税務署では申告書作成会場を開設します

期間…2月1日~3月15日(土、日曜、祝日を除く)
場所…岩手日報ビル3階大ホール
時間…9:00~16:00(昼休みは用紙配布等のみ)
駐車台数が非常に限られています。車でおいでの場合は、最寄りの有料駐車場をご利用いただくなど、ご理解とご協力をお願いします。
問い合わせ先…一関税務署個人課税部門 ☎23-4207